



日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

平成15年4月23日

「公認会計士法改正に関する意見」に対する意見書

全国青年税理士連盟
会長 德徳泰匡
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-2
電話 03-3354-4162

貴会にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただきましてまことにありがとうございます。

当連盟は從来より、税理士の資格取得制度を税理士制度の根幹と捉え、最重要項目として取組んでまいりましたし、今後も同様に考えております。

さて、貴会が平成15年2月25日に自由民主党金融調査会・企業会計に関する小委員会に提出された「公認会計士法改正に関する意見」(以下「意見」という。)につき、当連盟の指針とする資格取得制度論からは看過しがたい問題点が含まれていることから、以下の通り意見を申し述べます。

貴会は、「意見」1の【理由】において、公認会計士は監査及び会計の専門家として、企業の財務情報の適正性について監査することが本来業務であり、税理士は税務及び会計の専門家として、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とし、税務代理、税務書類の作成、税務相談業務等を通じて納税者を援助することが本来業務であると述べている。また「そもそも、監査業務と税務業務はそれぞれの職業法の中でその独占性が既に規定されている。」として、税理士制度と公認会計士制度の社会的使命を明確に区分している。

さらに「意見」2【理由】においては、「今回の公認会計士法改正の目的は、監査体制の充実を図るため、監査を行う公認会計士の増員とその質的向上を目的としたものであり、・・・(中略)・・・。したがって、今回の公認会計士法改正の趣旨を全うするためにも、税理士法第3条第1項第4号の規定を廃止する措置を講ずるべきである。」と前向きな見解を主張している。

しかしながら、「意見」2【理由】の後半において、税理士法第8条の改正に言及し、「税理士法第8条第1項第3号として『公認会計士試験に合格した者に

については、(税理士試験における)会計学に属する科目（を免除する）』、同じく第4号として、『公認会計士法に定める業務補助等及び実務補修を終了した者については、(税理士試験における)税法に属する科目（を免除する）』とそれぞれ規定すべきである。』としている。

この両規定を設けることは、結果として公認会計士となる資格を有する者は全て税理士試験を免除されることとなり、現状の税理士法第3条第1項第4号を存置することとなることになる。前述の「意見」1の【理由】による税理士制度と公認会計士制度の社会的使命の明確化とは明らかに矛盾を生ずるものである。

また、『公認会計士試験における「租税法」科目の合格をもって、税理士試験の税法科目のすべてが免除されることは公平、公正さを欠くことになるので、実務補修において、税理士試験と同水準の税法に関する研修の受講を法律で義務づけることとすべきである。』との見解は、公認会計士法改正案の公認会計士試験の試験科目である「租税法」が、その詳細は内閣府令に委任することとされていることから、同府令と税理士試験における「税法に属する科目」との比較が必ずしも明確でなく、その妥当性について十分な検証が必要である。そもそも、公認会計士試験における「租税法」は、公認会計士としての職務を遂行するための租税に関する法律の体系的理解を問うものであり、納税者の信頼に応えて納税義務の適正な実現を図る税理士としての学識や応用能力を問うものではないとする考えは、貴会と当連盟に齟齬はないであろう。しかしながら、「税法に関する研修の受講を法律で義務づける」ことにより税法科目のすべてが免除されることは、税理士試験が「税法に属する科目」3科目の合格を必須としていることから、税理士試験受験者との公平、公正さを充足するとは言い難い。

公認会計士試験科目の「租税法」及び実務補習における「税理士試験と同水準の税法に関する研修」のその内容・レベル等を精査し、税理士試験の税法科目を免除することに合理性がなければ、公認会計士に関する科目免除は「会計学に属する科目」のみに限ることとし、税法科目については税理士試験の「税法に属する科目」の合格を条件とし、税理士資格取得制度の入り口で資質の検証を行なうべきである。

以上